

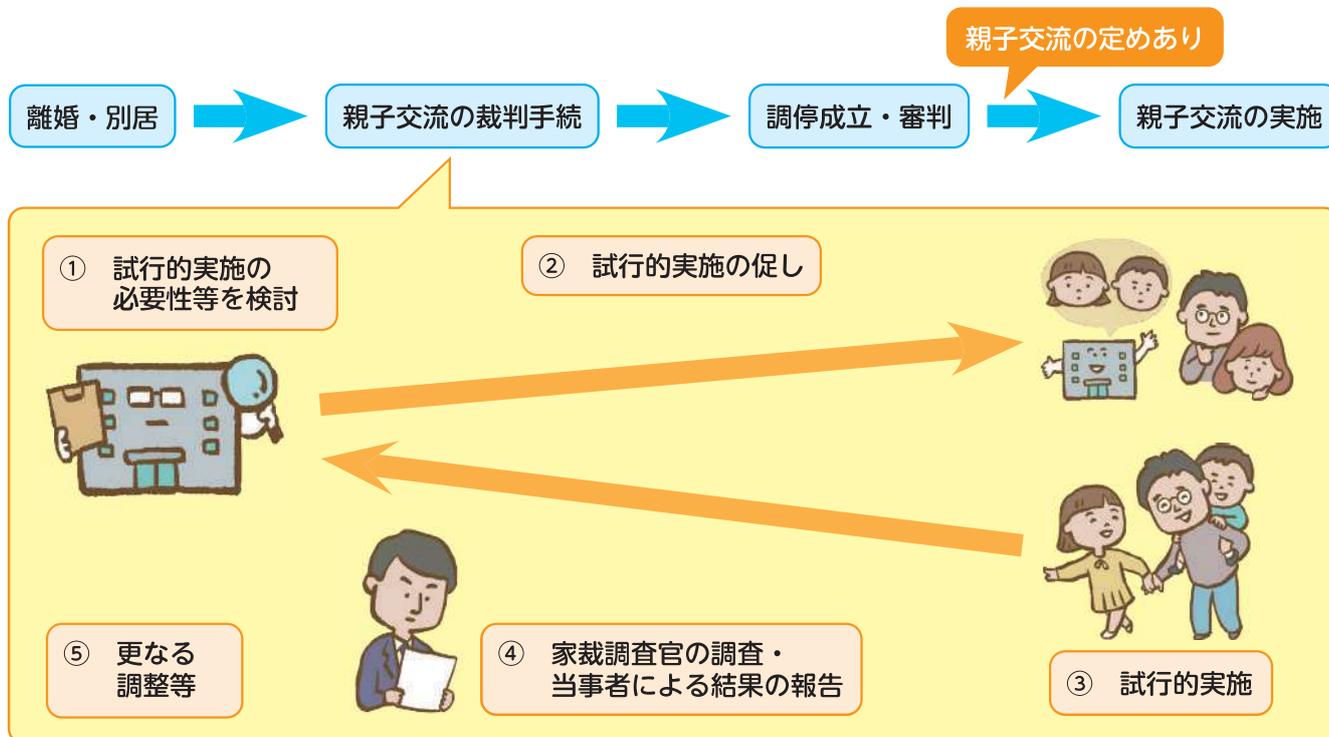
## 4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

### Point

- ・ 家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うこと（試行的実施）に関する制度が設けられています。
- ・ 婚姻中の父母が別居している場面の親子交流のルールが明確化されています。
- ・ 父母以外の親族（祖父母等）とこどもとの交流に関するルールが設けられています。

### 【親子交流の試行的実施】

家庭裁判所は、調停・審判において、こどもの利益を最優先に考慮して親子交流の定めをします。その際には、適切な親子交流を実現するため、資料を収集して調査をしたり、父母との間で様々な調整をします。こうした調査や調整に当たっては、手続中に親子交流を試行的に実施し、その状況や結果を把握することが望ましい場合があります。そこで、今回の改正では、親子交流の試行的実施に関する制度を設けています。その具体的な手続は次のとおりです。



- ① 家庭裁判所は、こどもの心身の状況に照らして相当であるかや、親子交流の試行的実施の必要性があるかなどを考慮して、親子交流の試行的実施を促すか否かを検討します。
  - ② 家庭裁判所は、①の検討を踏まえ、当事者に対して、親子交流の試行的実施を促すことができます。試行的実施を促す場合、家庭裁判所は、実施の条件（日時、場所、方法等）を決めたり、約束事項等を定めることができます。
  - ③ 当事者は、家庭裁判所からの促しに応じて、親子交流を試行的に実施します。
  - ④ 試行的実施の状況や結果は、家庭裁判所調査官による調査や、当事者である父母自身による報告を通じて、家庭裁判所と父母との間で共有されます。
  - ⑤ 家庭裁判所は、④の結果を踏まえ、調停の成立や審判に向けて、必要に応じて更に調整等を行います。
- ※ 家庭裁判所の判断により、①～⑤の各段階で、家庭裁判所調査官が関与することがあります。

### 【婚姻中別居の場合の親子交流】

父母が婚姻中に、様々な理由により、子どもと別居することがありますが、これまではそのような場合の親子交流に関する規定がありませんでした。そこで、今回の改正では、婚姻中別居の場合の親子交流について、次のようなルールを明らかにしています。

- ① 婚姻中別居の場合の親子交流については父母の協議により定める。
- ② 協議が成立しない場合には、家庭裁判所の審判等により定める。
- ③ ①や②に当たっては、子どもの利益を最優先に考慮する。



### 【父母以外の親族と子どもの交流】

これまで民法には父母以外の親族（例えば、祖父母等）と子どもとの交流に関する規定はありませんでした。しかし、例えば、祖父母等と子どもとの間に親子関係に準ずるような親密な関係があったような場合には、父母の離婚後も、交流を継続することが子どもにとって望ましい場合があります。そこで、今回の改正では、子どもの利益のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、父母以外の親族と子どもとの交流を実施するよう定めることができることとしています。

また、子どもが父母以外の親族と交流をするかどうかを決めるのは、原則として父母ですが、例えば、父母の一方が死亡したり行方不明になったりした場合など、ほかに適当な方法がないときは、次の①～③の親族が、自ら、家庭裁判所に申立てをすることができるようになります。

- ① 祖父母
- ② 兄弟姉妹
- ③ ①②以外で過去に子どもを監護していた親族

## ～ Q & A ～

**Q1** 家庭裁判所から親子交流の試行的実施を促されましたが、事情により、その実施をすることができませんでした。このような場合には、どうなりますか。

**A1** 親子交流の試行的実施をしなかったときは、当事者は、家庭裁判所からの求めに応じて、その理由を説明しなければなりません。家庭裁判所は、当事者からの説明を踏まえて、親子交流の調停の成立や審判に向けて、必要に応じて更に調査や調整を行います。その際には、家庭裁判所から改めて親子交流の試行的実施が促される場合もあります。

**Q2** 親子交流の試行的実施に当たって、子どもの意見は反映されますか。

**A2** 家庭裁判所は、子どもの心身の状態に照らして相当でないときは、親子交流の試行的実施を促すことができないこととされています。この「子どもの心身の状態」を判断するに当たって、子どもの意見は、年齢や発達の程度に応じて考慮されることとなります。